

保険診療による禁煙治療

2006年4月1日より、一定の施設基準を満たし、禁煙治療施設として届け出された大阪府内1,436カ所（2023年2月1日時点）、全国17,093カ所余の保険医療機関（2023年5月1日時点）において、ニコチン依存症の患者さんへの禁煙治療に対する保険診療が開始されました。保険適用による禁煙治療の対象者は、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

【治療対象者の条件】



次のすべてに該当し、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた患者

- ① 直ちに禁煙しようと考えていること。
- ② ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（Tobacco Dependence Screener：TDS）（P.10）が5点以上のニコチン依存症と診断された者であること。
- ③ 35歳以上の場合、ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上であること。
- ④ 「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会著）に則った禁煙治療について説明を受け、治療を受けることを文書により同意していること。

※2016年4月から、35歳未満の場合、③の喫煙本数と喫煙年数による指数の条件が撤廃されました。

標準的な禁煙治療プログラムは、12週間にわたり計5回行います。まず、初診時に医師と相談して禁煙開始日を決定します。その後は初診から2週間後、4週間後、8週間後、12週間後の計4回に渡って、禁煙継続のための治療を行います。通院回数は、初診を含めて計5回、期間は3か月です。



あなたはニコチン依存症？

ニコチン依存症を診断するTDS

(Tobacco Dependence Screener)

	設問内容	はい 1点	いいえ 0点
1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまっていましたか。		
2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありますか。		
3	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてほしくてたまらなくなることがありましたか。		
4	禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。(イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重の増加)		
5	問4でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
7	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているにもかかわらず、吸うことがありましたか。		
8	タバコのために自分に精神的問題(注)が起きているとわかっているにもかかわらず、吸うことがありましたか。		
9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
10	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		
		合計	

(注) 禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。

